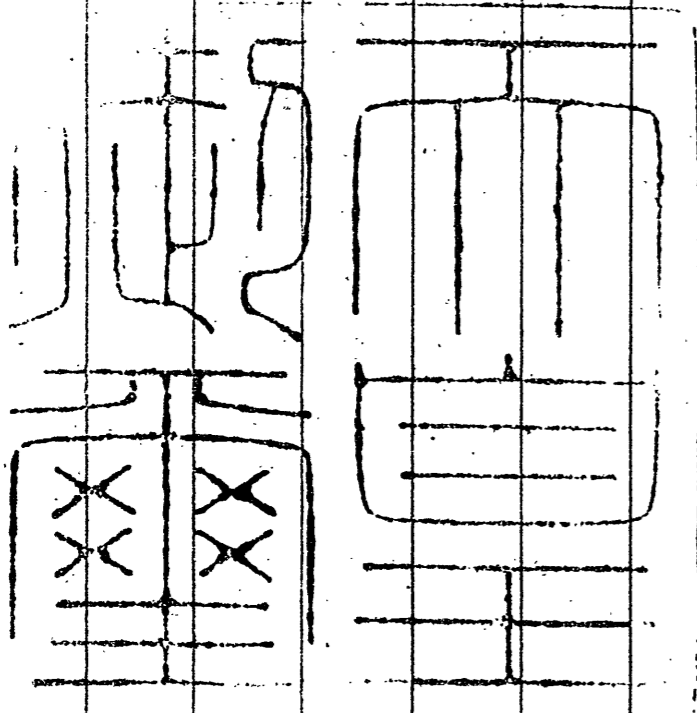


總商

532
勅令第5百三十一號

朕は、商工省産業復興局及び商工省
賠償實施局臨時設置制を裁可し、
ここにこれを公布せしめる。

裕仁



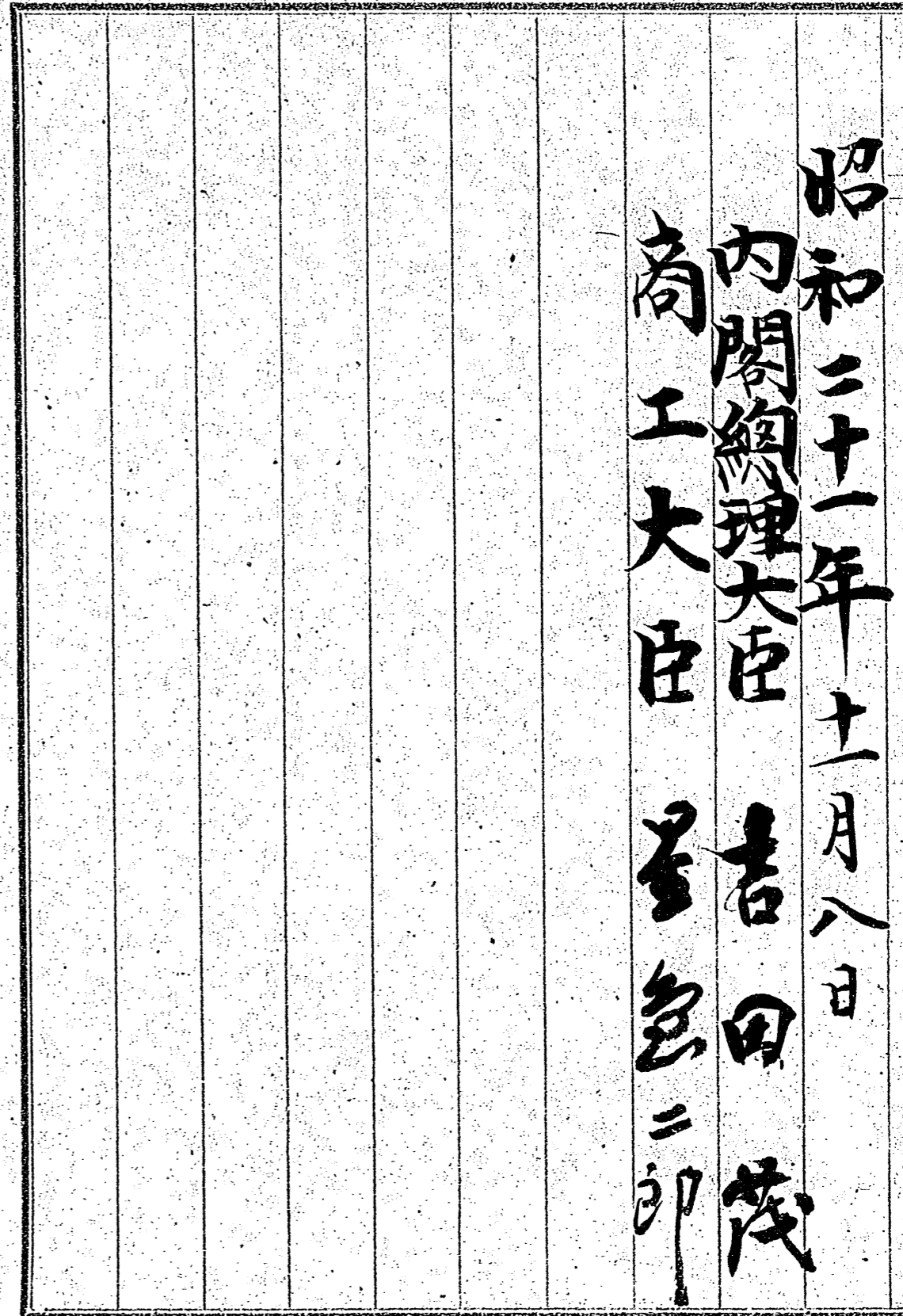
約
月

總務

昭和二十一年十一月八日

内閣總理大臣 吉田茂

商工大臣 若原 三郎



勅令 第五百三十二號

商工省産業復興局及び商工省賠償實施局臨時設置制

臨時に商工省に産業復興局及び賠償實施局を置く。

産業復興局においては所管行政に屬する事業の再建整備及び

所管行政に屬する産業の回復振興に關する事務を掌る。

賠償實施局においては、所管行政に屬する事業に係る賠償の

實施に關する事務を掌る。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを實施する。

商工省整理部臨時設置制は、これを廢止する。